

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省2-22)

政策分野名 【施策名】	水産資源の回復	担当部局名	水産庁 【管理調整課/栽培養殖課/国際課】
政策の概要 【施策の概要】	<p>我が国周辺の「身近な自然の恵み」が国民の食生活等において十分活用されるようしていくことが重要であり、そのためには、水産資源の持続的利用を確保すること等により、我が国の水産物の自給力を維持・強化することが不可欠である。</p> <p>この中、水産資源の持続的利用の確保を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進 ②持続可能な養殖業・栽培漁業の推進 <p>の施策を行う。</p>	政策評価体系上の 位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展
政策に関する内閣の重要 政策	<p>水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定) 第2 I 2 国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進 第2 I 3 持続可能な漁業・養殖業の確立</p> <p>農林水産業・地域の活力創造プラン(平成30年6月1日改訂) III 9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化</p> <p>未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2 I [4] 1 .(3) iv) 水産業改革</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2章 5. (4)①農林水産新時代の構築</p> <p>規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定) III 3. 水産分野</p>	政策評価 実施予定時期	令和3年8月

施策(1)	国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	資源管理指針・計画に基づく資源管理を、大宗の漁業者の参画を得て全国的に推進するほか、国際機関(注1)や二国間の漁業協力等を通じて公海域等における資源管理の推進及び海外漁場の確保を図るとともに、資源を共有する周辺諸国・地域との連携・協力を強化することにより、国際的な資源管理を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】	資源管理の高度化									
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準 年度	目標 年度	29年度	30年度	元年度			2年度
ア 資源評価対象魚種 のうち漁獲の強さが 適正な水準にある魚 種(注2)が占める割 合	57.8%	令和元 年度	65.4%	令和12年度	-	-	57.8%	58.5%	59.2%	O-差
					-	-	57.8%			
	把握の方法		国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施する我が国周辺水域資源調査により把握。							
	達成度合いの 判定方法		達成度合い(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満							

目標② 【達成すべき目標】		国際機関や二国間の漁業協力等を通じた国際的な資源管理の推進										
測定指標	基準値 基準 年度	目標値 目標 年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
			年度ごとの実績値									
			29年度	30年度	元年度	2年度	3年度					
ア 国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数	92魚種 53協定 平成28年度	対前年 増 又は同数 各年度	対前年 (28年 度: 92 魚種、 53協 定)増 又は同 数	対前年 増又は 同数	対前年 増又は 同数	対前年 増又は 同数	対前年 増又は 同数	S=一直	<p>【測定指標の選定理由】 水産資源の国際的な資源管理については、関係国が協力して、資源評価、漁獲努力量の管理やIUU(注3)(違法・無報告・無規制)漁船対策等を積極的に進めていく必要があることから、水産資源の適切な保存及び管理を目的とする「国際漁業機関による管理対象魚種の数」と関係国との間で締結する「漁業協定数」を測定指標とした。 なお、本指標のうち、資源管理対象魚種数は国際漁業機関において規制が行われている魚種の数であり、漁業協定数は、政府間協定及び我が国民間と相手国政府との漁業協定の数である。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 上記理由により、その維持・増加を目標とする。を目標値として設定した。</p>			
把握の方法		水産庁国際課調査により把握。										
達成度合いの 判定方法		国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大目標値以上のときはA(おおむね有効)、その他のときはC(有効性に問題がある)とする。										

施策(2)	持続可能な養殖業・栽培漁業の推進											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	親魚を取り残し、その親魚が卵を産むことにより再生産を確保する資源造成型栽培漁業(注4)の推進、環境負荷の少ない持続的な養殖業(注5)による漁場環境の改善の推進等により、我が国排他的経済水域(注6)等における資源管理の強化を図る。											
目標① 【達成すべき目標】	種苗放流等による資源造成の推進と漁場環境への負担の少ない養殖業の確立											
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					29年度	30年度	元年度	2年度	3年度			
ア 主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量	1,713千トン 平成22年度	1,739千トン 令和4年度			1,728 千トン	1,730 千トン	1,733 千トン	1,735 千トン	1,737 千トン	F↑一 直	【測定指標の選定理由】 水産資源や漁獲量が減少する中、消費者ニーズの高い水産動植物を安定的に供給している養殖業等の生産を増大させることができ、水産資源の回復・管理に繋がることから、主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量を測定指標として選定した。	
					1,524 千トン	1,490 千トン	1,441 千トン				【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針において、平成22年度から令和4年度までに、主な栽培漁業対象魚種の生産量について12千トン増、養殖業の生産量について14千トン増を目指すこととしているため、同目標を目標値とした。 各年の目標値については、前年度の目標値に平成22年度から令和4年度までの増加目標26千トンを12年で除した数値(2.2千トン)を加えた値として選定した。	
	把握の方法		主な栽培漁業対象種及び養殖業等の生産量については、毎年4月下旬から5月初旬に農林水産省統計部より公表される「漁業・養殖業生産統計年報」の速報値により把握。(年度ごとの実績値に、直近5年間の漁業生産量の実績の5中3平均値を記載。)									
達成度合いの 判定方法		達成率=(直近5年間の漁業生産量の実績の5中3平均値) ÷ (当該年度の目標値) × 100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

イ 海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画(注7)策定海面における生産量の割合	76.1%	平成22年度	90.0%	令和4年度	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	F=一直	【測定指標の選定理由】 漁場環境の悪化を防止し、持続的な養殖生産を実現するため、養殖漁場の改善を図る漁場改善計画の策定を促進し、同計画の対象となる海面養殖の生産量の割合を高める必要があることから、「海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合」を測定指標として選定した。			
					91.0%	91.4%	89.3%				【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、資源管理・漁業経営安定対策と連携することにより、平成22年度の76.1%を令和4年度までに90%とするとしていたが、この政策効果により、現在既に90%を超えているところ。 このため、年度ごとの目標値を見直すこととし、令和4年度目標を近年既に達成していることから「現状維持」とし、平成28年度から令和4年度まで毎年目標値を90.0%と設定した。			
	把握の方法		漁場改善計画策定海面での生産量を都道府県を通じて把握。											
	達成度合いの判定方法		達成率 = 当該年の実績値 ÷ 当該年度の目標値 × 100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等					令和2年度行政事業レビュー事業番号
	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]								
(1) 漁業法 (昭和24年)	—	—	—	—	— (1)-①-ア	漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図るため、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者等を主体とする漁業調整機構の運用によって、水面を総合的に利用する。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	—	—	—	—	
(2) 漁船法 (昭和25年)	—	—	—	—	— (1)-①-ア	漁業の合理的な発展のため、漁船の建造等の許可制度及び登録制度により管理し、かつ、漁船の検査及び試験を行い、漁船の性能の向上を図り、漁船の大きさ(トン数)や性能を管理することにより、水産資源の乱獲を防止し、水産資源の保護及び漁業調整に寄与する。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	—	—	—	—	
(3) 水産資源保護法 (昭和26年)	—	—	—	—	— (1)-①-ア	水産資源の保護培養を図り、かつ、その効果を将来にわたって維持することを目的とする。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	—	—	—	—	
(4) 外国人漁業の規制 に関する法律 (昭和42年)	—	—	—	—	— (1)-①-ア	外国人が漁業に関する我が国の水域の使用の規制について必要な措置を定めることにより、我が国漁業の正常な秩序の維持(資源管理等)に支障を生ずるおそれがある事態に対処することが可能となる。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	—	—	—	—	
(5) 海洋水産資源開発促進法 (昭和46年)	—	—	—	—	— (1)-①-ア	漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資するため、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進する。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	—	—	—	—	

(6) 沿岸漁場整備開発法(昭和49年)	—	—	—	—	(1)-①-ア (2)-①-ア	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進するための措置を講ずることを目的とする。 これにより、資源管理・回復の着実な推進及び主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保に寄与する。	—
(7) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年)	—	—	—	—	(1)-①-ア	排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、漁業の発展と水産物の供給の安定を目的とする。 漁獲可能量の適切な管理等を実施することにより、水産資源の適切な保存及び管理が可能となる。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	—
(8) 排他的経游水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成8年)	—	—	—	—	(1)-①-ア	我が国排他的経游水域における外国人による漁業等に対する許可等を行い、その漁獲枠を適切に管理することで資源管理の着実な実施が可能となる。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	—
(9) 持続的養殖生産確保法(平成11年)	—	—	—	—	(2)-①-ア (2)-①-イ	漁協等による養殖漁場の改善を促進及び特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延の防止のための措置を講ずることを目的とする。 漁場改善計画を策定し、養殖漁場の改善・維持に取組むことにより、持続的な養殖生産の確保に寄与する。	—
(10) 国際分担金(昭和26年度)(関連:2-5)	632 (593)	645 (639)	678 (636)	653	(1)-②-ア	中西部太平洋まぐろ類委員会等の地域漁業管理機関の加盟国として支払う必要のある分担金であり、地域漁業管理機関の加盟国として貢献することにより、国際的な資源管理の推進に寄与する。	0060
(11) 國際機関を通じた農林水産業協力拠出金(昭和48年度)(関連:2-5,12)	1,829 (1,829)	1,906 (1,906)	1,840 (1,840)	1,840	(1)-②-ア	東南アジア漁業開発センター等の国際機関への拠出を通じて、国際的な水産資源管理の推進に寄与する。	0061
(12) 船舶運航に要する経費(年度)(主)	12,810 (12,547)	17,537 (17,343)	24,172 (23,101)	17,218	(1)-①-ア (1)-②-ア	我が国周辺水域等における、重点取締水域において漁業取締船による取締り等を実施し、巧妙化・悪質化・広域化している外国漁船や日本漁船の違法操業を未然に防止し、適切な資源管理により資源の維持増大を図り、水産物の安定供給の確保に寄与するものである。また、サンマ・ウナギ等の国際水産資源の調査を行うことにより、国際機関や二国間の漁業協力を通じた公海域における資源管理の推進を図るものである。	0260
(13) 漁場油濁被害対策費(昭和49年度)(主)	25 (20)	25 (21)	25 (21)	15	(2)-①-ア	原因者が判明しない漁場油濁被害を受けた漁業者に対し、救済金の支給や漁業者が実施した防除清掃活動に要した費用の支弁を行うとともに、被害額の審査認定及び講習会の開催等油濁防止対策を実施することにより、被害漁業者の迅速な救済を図り、漁業者の経営安定に資する。併せて汚染漁場の回復に寄与する。	0261
(14) さけ・ます漁業協力事業費補助金(昭和53年度)(主)	105 (103)	105 (104)	105 (104)	118	(1)-②-ア	ロシア連邦の河川で産卵する溯河性魚類資源の保護、再生産及び維持を図ることにより、日ロ間の漁業協力関係を通じた友好関係をより一層深めるとともに、我が国さけ・ます漁業の安定的継続を図る。 本事業を確実に実施することにより、国際機関による資源管理対象魚種であるさけ・ます類の保存及び管理並びに日ロ漁業関連協定の維持に寄与する。	0262
(15) 漁業調整委員会等交付金(昭和60年度)(主)	181 (180)	181 (181)	181 (181)	181	(1)-①-ア	漁業調整委員会等が、漁業法をはじめとする漁業関係法令に規定する事項を処理するために必要な基礎的経費を交付。 漁業調整委員会等の活動を通じ、各地域での資源回復計画や資源保護の取組が進むことにより、水産資源の回復に寄与する。	0263

捕鯨対策 (16) (平成16年度) (主)	5,062 (5,010)	5,062 (5,062)	5,072 (5,072)	5,072	(1)-②- ア	30年振りに商業捕鯨を再開するに当たり、実証や調査に必要な経費、持続的利用を支援する国との連携や国際世論への働きかけの強化のための経費や捕鯨の将来の姿を検討するための経費等となっており、商業捕鯨への円滑な移行、鯨類の国際的な資源管理の推進に寄与する。	0264
漁業資源調査に要する経費 (平成18年度) (主)	3,125 (3,042)	3,389 (3,305)	5,909 (5,569)	5,225	(1)-①- ア (1)-②- ア	我が国周辺水域の主要魚種及び公海等で漁獲される国際漁業資源について、調査・解析等を実施し、適切な資源管理に必要な科学的知見を国や地域漁業管理機関等に提供する。 このことにより、科学的根拠に基づく資源管理が可能となり、資源評価対象魚種のうち資源水準が高位又は中位にある魚種の比率の維持・増大が図られ、水産物の安定供給に寄与する。 また、各種国際漁業資源について資源状況及び動向要因を把握し、資源評価を行うことで、国際機関等における交渉で科学的知見をもって議論を主導できるようになり、国際機関による資源管理対象魚種数及び漁業協定数の維持増大に寄与する。	0265
内水面漁業対策 (18) (平成19年度) (主)	710 (705)	710 (695)	815 (804)	811	(2)-①- ア	内水面漁業活性化方策の総合的な検討、外来魚の駆除手法の開発、先端技術を使用したカワウ被害対策技術の開発、地域間の広域的な連携による推進体制の下でのカワウ・外来魚の生息状況調査・被害防止対策等の取組の支援、並びにウナギ種苗の大量生産システムの実証化、河川の環境収容力を推定する手法の開発、ウナギの効果的な放流手法の検討及びウナギ資源の増殖の取組の支援を実施することにより、在来魚漁獲量やウナギ生産量を維持・回復し、主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保、生物多様性の保全に寄与する。	0266
有明海のアサリ等の生産性向上実証事業 (平成20年度) (主)	325 (325)	325 (325)	325 (325)	325	(2)-①- ア	有明海におけるアサリ等の生産性向上のため、これまでの実証事業のうち特に効果が認められた技術を用い、母貝生息地の造成、稚貝育成、移植、カキ礁の造成による貧酸素水塊の軽減によって、主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保に寄与する。	0267
養殖対策 (20) (平成22年度) (主、関連:2-12)	236 (235)	245 (234)	582 (357)	387	(2)-①- ア	高水温に適応したノリの養殖技術の開発、魚類養殖のコストの抑制技術や高効率餌料の開発及び優良系統の作出等、地下海水を活用した陸上養殖適地の調査等を実施するとともに、真珠養殖業等の国際競争力の強化のための関係機関の連携強化に向けた枠組構築の取組の支援等により、養殖水産物の安定的な供給を確保する。	0268
国際漁業資源持続的利用連携強化促進事業 (平成23年度) (主)	52 (52)	41 (41)	41 (41)	-	(1)-②- ア	東シナ海・北太平洋等における中国、台湾漁船等の漁獲の急激な拡大に対し、資源管理を強化するとともに、その取組を通じて我が国漁船の操業機会を確保するため、規制強化や漁場利用ルールの作成等に必要な情報収集・分析及び情報発信、事故・トラブル防止等の取組を実施するものであり、国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大、及び国際的な資源管理の推進に寄与する。	0269
包括的な国際資源管理体制構築事業 (平成27年度) (主)	451 (450)	447 (443)	474 (472)	-	(1)-②- ア	高度回遊性魚類であるかつお・まぐろ類は、海域ごと等における5つの地域漁業管理機関による国際的な資源管理が行われており、生産・消費の双方において責任ある立場に置かれている我が国は、全ての地域漁業管理機関に加盟し、科学的根拠に基づき国際的な資源管理に積極的に取り組んできたところ。また、底魚類、さんま、いか類等資源についても、平成27年7月に発効した北太平洋漁業資源保存条約により設立された新たな地域漁業管理機関の下で資源管理が行われることになった。本事業の実施により、適正な資源管理措置を包括的に実施し、国際機関による資源管理対象魚種であるまぐろ類等の保存及び管理並びに漁業関連協定の維持に寄与する。	0270
EEZ内資源・漁獲管理体制強化事業 (平成30年度) (主)	-	589 (554)	1,205 (1,159)	1,102	(1)-①- ア (1)-②- ア	国際合意に基づく太平洋クロマグロの漁獲枠の遵守に資するよう、魚種を選択して漁獲することが難しい定置網の漁具改良を支援つつ、水産資源の回復に寄与している。また、本事業によって国内の漁業者による自主的資源管理の促進や漁獲可能量(TAC)制度による資源管理を推進し、結果として資源管理の強化が図られる。	0271

(24) 漁場環境改善推進事業 (平成30年度) (主、関連:2-12)	—	185 (180)	178 (175)	157	(2)-①-ア	栄養塩と水産資源との関係を解明し、適切な栄養塩管理モデルを構築すること及び赤潮・貧酸素水塊のモニタリング技術や防除技術を研究開発し、赤潮・貧酸素水塊による漁業被害を低減することにより、漁場環境の保全及び水産資源の維持・回復を行い、養殖業等の生産量の確保に寄与する。 また、生物多様性条約等で求められている海洋生態系に配慮した資源管理措置の導入に向けた調査・分析や、その他環境関連の国際条約等で我が国の持続的利用の考え方について情報発信を行うことにより、国際的な資源管理の推進や海洋生態系の保全、水産資源の持続的利用に寄与する。	0272
(25) 厳しい環境条件下におけるサンゴ礁の面的保全・回復技術開発実証事業 (平成30年度) (主)	—	150 (147)	153 (152)	153	(2)-①-ア	サンゴ礁の面的な保全・回復技術の確立及び普及を図ることにより、多様な水産生物の生息場となるサンゴ礁の保全・再生を図り、水産資源の増殖環境を整え、もって、水産資源の維持・増大に寄与する。	0273
(26) 海洋生態系保全動向調査事業 (平成30年度) (主)	—	16 (16)	16 (16)	—	(1)-②-ア	生物多様性条約等に基づいて海洋保護区の適切な設置と管理の充実が求められており、国内外の優良事例について調査・分析を行った上で、我が国における管理措置等の提言を行う。また、ワシントン条約等において、必要以上に漁業の規制強化を図る動きへの適切な対応が必要となっており、国際的な議論等を調査・分析し、科学的根拠に基づいて主張していく。 これらの取組を通じて、国際的な資源管理の推進や海洋生態系の保全、水産資源の持続的利用に寄与する。	0274
(27) スマート水産業推進事業 (平成31年度) (主)	—	—	511 (468)	457	(1)-①-ア	ICT・先端魚群探知機等を導入し、漁業者から効率的に操業・漁場環境データ等を収集・フル活用して資源評価の高度化を図る体制を整備するとともに、収集したデータの更なる効率的・効果的な利活用について関係者が連携する仕組みを検討する。また、沿岸漁業において経験や勘に頼っていた操業から、ICTを活用した漁場の見える化と漁場探索の効率化を推進する。	0275
(28) 浜の活力再生・成長促進交付金 (平成17年度) (関連:2-23,24)	4,342の内数 (4,175の内数)	5,917の内数 (4,978の内数)	6,212の内数 (5,809の内数)	2,004の内数	(1)-①-ア	水産物の安定供給のため、漁場利用上のトラブル等が広域的に問題となっている地域に関する実態調査やその漁場利用調整に関する関係者間の協議、国際漁場に隣接する境界水域における操業の管理の徹底、外国漁船とのトラブル防止のための操業指導等の都道府県の取り組み、密漁防止対策に対して支援することにより、水産資源の回復に寄与する。	0299
(29) 国際的水産資源管理等促進事業 (令和2年度) (主)	—	—	—	402	(1)-②-ア	我が国周辺水域における操業トラブルの防止等のための民間協議、事故防止や紛争解決の取組、漁業に精通した専門家を活用した国際資源の管理体制構築に資する情報の収集・分析等の取組を支援する。かつお・まぐろ類、サンマ等の国際資源管理を確実に実施するため、漁獲情報の迅速な集計等による管理体制の強化や、国内流通漁獲物の適正化等を包括的に実施する。本事業の実施により、国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大、及び国際的な資源管理の推進に寄与する。	新2-0038
政策の予算額[百万円]	25,543 <4,342>	31,558 <5,917>	42,282 <6,212>	34,116 <2,004>			
政策の執行額[百万円]	25,091 <4,175>	31,196 <4,978>					

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	令和2年 度行政 事業レ ビュー 事業番 号
	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]				
(1) 【参考:復興庁より】漁場復旧対策支援事業(平成24年度)	701 (587)	713 (523)	582 (512)	420	(1)-①-ア	東日本大震災により被災した県は、我が国水産業の生産に重要な位置を占めており、がれきの撤去により漁場機能や生産力を以前の水準に回復させることにより、我が国の水産資源の回復に寄与する。	復-0106
(2) 【参考:復興庁より】被災海域における種苗放流支援事業(平成24年度)	774 (509)	775 (506)	708 (491)	700	(1)-①-ア	本事業は、震災により悪化したアワビ、ヒラメ、サケ等の資源を回復させるための種苗放流を支援しており、種苗放流により水産資源の回復に寄与する。	復-0107
(3) 【参考:復興庁より】放射性物質影響調査推進事業(平成24年度)	359 (251)	336 (249)	327 (255)	317	(1)-①-ア	水産物に含まれる放射性物質を生産段階で調査することで、基準値を超過した水産物が市場に流通することを未然に防止できる。これにより、安全な水産物を安定的に消費者に供給することができ、以て、水産業の健全な発展に資する。	復-0108
(4) 【参考:復興庁より】水産業共同利用施設復旧整備事業(平成24年度)	2,695 (2,490)	2,349 (1,897)	598 (520)	1,062	(1)-①-ア	種苗生産施設等の復旧により、水産資源の回復に寄与する。	復-0109
(5) 【参考:原子力規制委員会より】放射能調査研究に必要な経費(昭和32年度)	122 (120)	125 (124)	120 (109)	124	(1)-①-ア	我が国周辺海域及び原子力艦寄港海域に生息する海産生物と漁場環境の放射能水準(バックグラウンド値)を把握することによって、水産業の健全な発展に資する。	復-0042

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。

また、予算事業が複数の政策分野に関する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

(注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	国際機関	ある一定の広がりをもつ水域の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置された機関。関係国の参加により、対象水域における対象資源の保存・管理のための措置を決定する。
注2	漁獲の強さが適正な水準にある魚種	新たな資源評価が行われている魚種のうち漁獲の強さ(漁獲圧)が最大持続生産量(MSY)を実現する水準を下回るもの又は親魚量がMSYを実現する水準を上回るものとする。なお、従来の資源評価が行われている魚種については、過去20年以上にわたる資源量(漁獲量)等の推移から「高位・中位・低位」の3段階で区分した水準のうち中位又は高位にあるものを適正な水準にあるものとする。
注3	IUU	IUUとは、Illegal Unreported and Unregulated(違法・無報告・無規制)の略称。
注4	栽培漁業	水産資源の維持・増大と漁業生産の向上を図るため、有用水産動物について種苗生産、放流、育成管理等の人為的手段を施して資源を積極的に培養しつつ、最も合理的に漁獲する漁業のあり方。
注5	持続的な養殖業	魚類養殖の際にサンマ等の生餌を過剰に使うことにより、漁場環境が悪化し、養殖魚の病害の発生、赤潮の発生等の原因となることから、継続的に養殖ができるような漁場環境を維持すること。
注6	排他的経済水域	沿岸国の領海基線から200海里(約370km)までの海域(領海部分を除く)であって、この海域における生物資源、海底資源の採取や管理等に関して、当該沿岸国に主権的権利が及ぶとされる海域。
注7	漁場改善計画	養殖漁場環境の維持・改善を通じて持続的な養殖生産を確保するため、漁業者自らが対象となる水域及び養殖の種類を定め、施設や体制の整備などを図るための計画。